

## 浜松市農業委員会農地台帳整備要領

### (目的)

第1条 この要領は、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の2の規定に基づき、農地台帳(以下「台帳」という。)を整備するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 台帳の整備は、農地法、同法施行規則及び同法運用通知に定める事項について、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の区域内における全ての農地及び採草放牧地を対象に実施するものとする。

### (農家登録手続)

第3条 次条の規定による農地台帳補完調査の実施に伴い、調査対象農家を登録する(以下「農家登録」という。)ための申請の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 農地法又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定に基づき、おおむね10a以上(施設園芸の場合を除く。以下同じ。)の農地の所有又は使用収益権を得た場合は、その権利を取得後1年を経過してから、農業委員会により農地の耕作状況等を確認した上で、申請内容を台帳へ記録する。
- (2) おおむね10a以上の農地を所有し農家登録のない場合、又は相続でおおむね10a以上の農地の所有権を取得した場合は、その権利を取得後1年を経過してから、農業委員会により農地の耕作状況等を確認した上で、申請内容を台帳へ記録する。ただし、その農地を1年以上前から耕作していることが確認できれば、速やかに申請内容を台帳へ記録する。
- (3) 住民基本台帳上新たに、農家登録のある農家の世帯員になった場合は、速やかにその世帯員として台帳へ記録する。
- (4) 農地の所有者が転居し、残された世帯員が耕作している場合は、農業委員会により農地の耕作状況等を確認した上で、申請内容を台帳へ記録する。
- (5) 農家登録のある農家の世帯主から2親等以内の親族で、別世帯の者から、その農家の世帯員としての認定を求める申請があった場合は、その者と農家の住所の位置関係や、その者がおおむね60日以上農業に従事していること等を農業委員会により確認した上で、その世帯員として台帳へ記録する。
- (6) 前各号に掲げるほか、農家登録手続に関し疑義が生じた場合は、その都度農業委員会事務局で取扱いを協議して決定する。

### (農地台帳補完調査)

第4条 農業委員会は、農地の耕作状況その他台帳の内容を更新するため、農家登録のある農家を対象に、毎年1月1日現在の農地の利用状況等について、台帳に記録された内容に関し調査をして(以下「農地台帳補完調査」という。)、その内容の点検及び修正を

する。

(台帳修正手続)

第5条 農地台帳補完調査のほかに、台帳の記録内容を修正する必要がある場合は、その修正に関する申請を行うものとする。

2 前項の申請があった場合は、農業委員会により農地の耕作状況等を確認した上で、台帳を修正する。

(閲覧)

第6条 農家登録のある農家の台帳の閲覧は、次の者に限りその台帳を閲覧することができるものとする。

(1) 農家の世帯主又は農業法人の代表者(以下「世帯主等」という。)

(2) 農家の世帯員(世帯員以外の親族を除く。)

(3) 世帯主等の同意を得た者

(4) 公共機関等の職員(公共の目的に利用する場合に限る)

2 台帳を閲覧する場合は、世帯主等又はその世帯員であることを確認できる書類を示さなければならない。

3 世帯主等の同意を得た者は、同意を得たことを確認できる書類を提出するとともに、同意を受けた本人であることを確認できる書類を示さなければならない。

4 公共機関等の職員にあつては利用目的を示すとともに、顔写真のある公共機関発行の身分証明書を示さなければならない。

5 本人の確認は、運転免許証・パスポートなどの公的機関が発行し写真貼付されたもの又は本人であることを証明できる複数の書類(健康保険証・本人に限り送付される役所の通知等)により行う。

(その他)

第7条 その他台帳整備に関し疑義が生じた場合は、農業委員会事務局で協議して決定する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。